

# 4

市全域を禁止地域と許可地域のいずれかに区分します

## 地域の区分

### 禁止地域と許可地域

禁止地域	良好な景観の保全を優先するため 原則として屋外広告物を表示できない地域	
	小規模な自家広告物や案内誘導広告物等は、表示可能 (ただし、許可基準に適合していること)  住居専用地域、風致地区、特別緑地保全地区、重要文化財・史跡・名勝・天然記念物 とその周囲、都市公園等	
許可地域	表示に係る許可基準に適合し、市長の許可を受ければ屋外広告物を表示できる地域	
	法令の規定によるものや選挙ポスター、公共広告物、小規模な自家広告物等、 許可申請の不要な広告物もあります ▼参照「適用除外広告物」17～19ページ	
	第1種許可地域 (田園住宅地域)	市街化調整区域、非線引き白地地域、都市計画区域外、 第一種住居地域、第二種住居地域  ▼参照「第1種許可地域」10ページ 
第2種許可地域 (にぎわい地域)	準住居地域、近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、工業地域、工業専用地域  ▼参照「第2種許可地域」12ページ 	

それぞれの地域区分や広告物の種類に応じて、許可基準を定めています。

### 特別な地区

景観まちづくりに配慮した独自地区の指定・認定制度があります。

■景観保全型広告整備地区

■広告物協定地区

■広告物活用地区…「高崎駅東口駅前広告物活用地区」が指定されています。

(高崎駅東口駅前広場の北側及び南側の敷地境界線から10m以内の区域)

「高崎駅西口駅前広告物活用地区」が指定されています。

(高崎駅西口駅前広場の北側、南側及び西側の敷地境界線から20m以内の区域)

### 地区計画区域

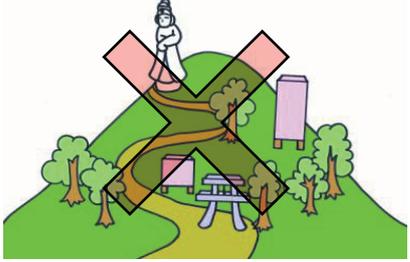
都市計画法により定められた地区計画区域では、屋外広告物の形態や意匠等についての制限を定めている区域がありますのでご確認ください。

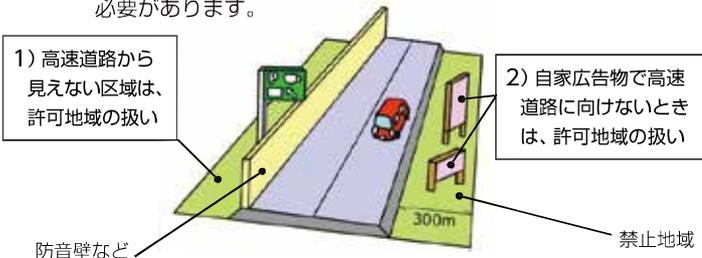
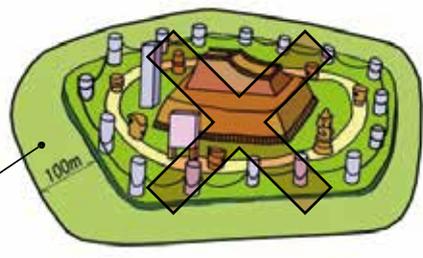
自家広告物と非自家広告物とは ▼参照 19ページ

# 4-1 高崎市における禁止地域・場所

禁止地域・場所は下記のとおりです。今後新たに禁止地域を指定または変更するときは、市長が告示をします。

## 広告物を表示できない地域（禁止地域） 条例第6条第1項各号

号	地域又は場所	※は市長が指定して定めます	
1	用途地域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	
	景観地区	該当なし	
	風致地区	観音山	
	緑地保全地域	該当なし	
	特別緑地保全地区	八幡八幡宮 少林山 慈眼寺 護国神社	
	生産緑地地区	該当なし	
	伝統的建造物群保存地区	該当なし	
2	準景観地区 ※	指定なし	
	景観重要建造物・景観重要樹木のある敷地から展望できる地域 ※	指定なし	
3	景観重点地区 ※	指定なし	
4	市民農園	該当なし	
5	国指定重要文化財・国宝・国指定重要有形民俗文化財指定建造物とその周囲 ※	指定なし	
	国指定史跡・名勝・天然記念物とその周囲 ※	多胡碑と周囲100m 以内、保渡田古墳群、箕輪城跡、日高遺跡、北谷遺跡、上野国分寺跡、大鶴巻古墳、観音山古墳、上野国多胡正倉跡	
	国登録有形文化財とその周囲 ※	指定なし	
6	県指定重要文化財・重要有形民俗文化財指定建造物とその周囲 ※	指定なし	
	県指定史跡・名勝・天然記念物とその周囲 ※	指定なし	

号	地域又は場所	※は市長が指定して定めます
7	市指定重要文化財・重要有形民俗文化財指定建造物とその周囲 ※	指定なし
	市指定史跡・名勝・天然記念物とその周囲 ※	指定なし
8	保安林のある地域 (名所又は旧跡の風致の保存)	榛名富士(94ha)、相馬山(箕郷町)(40ha)
9	県自然環境保全地域・緑地環境保全地域	相馬山(箕郷町)、黒岩(箕郷町)、角落山(倉淵町)、榛名神社
10	高速自動車国道・自動車専用道路	関越自動車道、北関東自動車道、上信越自動車道
	上記以外の道路・鉄道・軌道・索道 ※	指定なし
11	道路・鉄道・軌道・索道から展望できる地域 ※	<p>高速道路の本線から展望できる地域で、本線の路端から300m以内の区域(次の場合を除く)</p> <p>1) 防音壁などで遮蔽され、高速道路から表示する広告物が見えないときは、許可地域の扱いとなります。</p> <p>2) 自家広告物は、高速道路から遮蔽されていない場合でも、表示面を高速道路に向けなければ許可地域の扱いとなります。</p> <p>*いずれも高速道路から視認できないことを広告主が明らかにする必要があります。</p> 
12	都市公園(公園、緑地)	街区、近隣、地区、運動、総合、墓園、緑地、特殊公園
13	市民緑地	該当なし
14	河川・湖沼・渓谷・高原・山・山岳とこれらの付近の地域 ※	指定なし
15	駅前広場とその付近の地域 ※	JR高崎駅、新町駅、高崎問屋町駅の駅前広場
16	官公署・学校・図書館・公会堂・公民館・博物館・美術館・体育館・病院・公衆便所の建造物とその敷地	左記に該当する地域又は場所
17	古墳・墓地とこれらの周囲の地域(周囲100メートル以内) ※	<p>山上碑及び古墳(山名町) 金井沢碑(山名町) 浅間山古墳(倉賀野町) ※一部許可地域があります。 観音塚古墳(八幡町)</p> 
18	社寺・教会・火葬場の建造物とその周囲の地域 ※	指定なし
19	その他 ※	指定なし

自家広告物や案内誘導広告物など、基準に適合すれば禁止地域の適用除外となる広告物があります。

▼参照「自家広告物の適用除外の基準」8ページ  
参照「案内誘導広告物の適用除外の基準」、「案内図板の適用除外の基準」9ページ  
参照「適用除外広告物」17～19ページ